

令和6年度答申第4号
令和7年3月24日

高槻市長 濱田剛史様

高槻市行政不服等審査会
会長 松本和彦

保有個人情報の開示に係る審査請求に関する諮問事案について（答申）

令和6年6月8日付け高市市第518号により諮問のあった事案について、次のとおり答申する。

第1 当審査会の結論

処分庁高槻市長（以下「処分庁」という。）の決定は、妥当である。

第2 事実

1 審査請求に至る経過

(1) 保有個人情報開示請求

審査請求人は、令和6年2月29日付けで、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、「支援措置申出者 ○○、相手方 △△（本開示請求書請求者）、支援措置の実施開始時期（推定）2022年8月～10月とする、『住民基本台帳事務における支援措置申出書』とその関係書類一式（以下「本件支援措置申出書等」という。）、本請求書請求人の本籍地たる高槻市に共有されたもの、特に相談機関に関するもの。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求について、「本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、本件開示請求に係る保有個人情報開示請求書に記載された特定の個人が支援措置を申し出たか否かの情報を開示することとなるところ、当該情報は法第78条第1項第2号に規定する不開示情報（開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの）に該当するため」として、保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、令和6年3月15日付け高市市第2363号により、審査請求人に通知した。

(3) 戸籍の附票の写し交付請求

審査請求人は、令和6年4月12日付けで、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第20条第1項の規定に基づき、高槻市長に対し、戸籍の附票の写し（全部事項証明書（謄本））の交付の請求（以下「別件附票請求」という。）をし

た。

(4) 戸籍の附票の写しの交付に関する決定

高槻市長は、別件附票請求について、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長等通知・第5の10）に規定する支援措置が実施されているところ、同通知により住基法第20条第5項の規定により読み替えて適用する同法第12条第6項に該当するとして請求を拒否することとされているため」として、不交付決定（以下「別件不交付決定」という。）を行い、令和6年4月18日付け高市市第183号により審査請求人に通知した。

(5) 審査請求及び諮問

ア 審査請求

審査請求人は、令和6年5月29日付けで、審査庁高槻市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件不開示決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

イ 諮問

審査庁は、令和6年6月18日付けで、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により、当審査会に対し、本件審査請求について諮問した。

2 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 高槻市から、本件不開示決定の処分を受けた。

イ 高槻市は、その理由を、保有個人情報開示請求に係る保有個人情報（本件支援措置申出書等）の存否を答えること自体が法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当するため、としている。

ウ しかしながら、審査請求人が別途請求した別件附票請求に対する別件不交付決定によると、審査請求人の配偶者が審査請求人を加害者とする申出を行うことにより、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（以下「DV等」という。）の被害者の保護のための措置（以下「支援措置」という。）が実施されていることが明らかとなったことから、当該保有個人情報が存在することは審査請求人に既知の事実となり、不開示情報に該当しないこととなった。

エ 本件不開示決定により、審査請求人は、住民基本台帳事務（以下「住基事務」

という。)における支援措置の当事者として当該支援措置に関する情報を取得することを、不当に制限されている。ひいては、当該支援措置の妥当性の確認及び当該確認の結果に基づく当該支援措置に対する反論の道を、事実上閉ざされている。

オ 以上の点から、上記(1)の趣旨による本件審査請求を行った。

(3) 処分庁の弁明に対する反論

ア 下記3-(2)-エ 第1段落目の記述に関して

審査請求人の主張が失当である理由として、処分庁は、住基法の規定に基づき当該戸籍の附票について、支援措置が実施されているため交付できない旨を付した別件不交付決定を行ったものであり、支援措置申出書等の存否を明らかにしたものではないという趣旨が記述されている。

前提確認となるが、前記記述からも明らかなように、住基事務における支援措置が実施されている点に関しては、処分庁と審査請求人との間で共通認識となっている。

さて、住基事務における支援措置の手續に関して、当該支援措置を求める者(代理人を含む。)による「申出書の提出」以外の手段(例えば、口頭での申出。)は存在しない。すなわち、当該支援措置が実施されている場合は、必然的に支援措置に係る申出書(写しを含む、以下同じ。)(以下「支援措置申出書」という。)が行政庁に存在することとなる。

よって、処分庁が直接的に本件支援措置申出書等の存否を明かさずとも、少なくとも支援措置申出書が処分庁に存在することは明らかであり、本件支援措置申出書等の存否を明らかにできないことは、本件開示請求を拒否する理由として不適切である。

イ 下記3-(2)-エ 第2段落目の記述に関して

保有個人情報の存否を明らかにしない理由として、仮に当該請求に対する支援措置申出書等が存在するものとして、保有個人情報を特定すると、審査請求人が特定した支援措置申出者に係る不開示情報を答えることとなるため、法第81条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないことになるという趣旨が記述されている。

不開示情報とは、法第60条第3項柱書にて準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号によると、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなったものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」である。

個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述の多くは、夫婦である審査請求人にとって既知の情報であり、審査請求人に不開示とすべき情報は、支援

措置の目的を達成するために不開示とすべき情報である。DV等支援措置の目的は、総務省HP (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichigyousei/daityo/dvshien.html)によると、DV等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住基法第11条、第11条の2）、住民票の写し等の交付（住基法第12条、第12条の2、第12条の3）及び戸籍の附票の写しの交付（住基法第20条）について、不当な目的により利用されることを防止します、とある。これは端的に言えば、支援措置相手方への支援措置申出者の住所や居所の秘匿を目的とするものである。これらの目的を達成する上で無関係な情報（支援の必要性を確認した根拠等。）の開示や、審査請求人にとって既知の情報の開示は、支援措置の目的達成を阻害するものではなく、少なくとも部分的な開示という形で可能である。

よって、開示請求に係る保有個人情報の全てを一律に不開示することは妥当ではなく、少なくとも部分的な開示という形で可能である。

以上により、本件不開示決定には、違法及び不当な点があり、本件審査請求は妥当性がある。

3 処分庁の弁明

弁明書及び当審査会による意見聴取の結果を総合すると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件不開示決定は妥当である。

(2) 審査請求に対する弁明

ア 法に基づく保有個人情報の開示請求について

行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することは、法第76条第1項の規定により何人にも認められた制度であり、法第78条各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないこととされている。

イ 住基事務における支援措置について

(ア) 支援措置制度の目的は、DV等の相手方が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付の制度を不当に利用してそれらの行為の支援措置対象者の住所を探索することを防止し、もって支援措置対象者の保護を図ることである。

(イ) 住民基本台帳事務処理要領（以下「要領」という。）第5の10において、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるDV等の被害者の保護のための措置に関する定めがあり、それによれば、市長は、支援措置の申出を受け付けたのち、支援の必要性等を確認し、支援措置を実施することとされている。

(ウ) 支援措置申出書には、申出者及び相手方の氏名、住所、生年月日等が記載

されることとなる。

ウ 審査請求人が開示を求めている保有個人情報、本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在する場合には、本件支援措置申出書等がこれに該当することとなる。

処分庁は、本件開示請求に対し、仮に本件支援措置申出書等が存在する場合には、その存否を答えるだけで、審査請求人が特定した支援措置申出者に係る不開示情報である「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を答えることになるため、法第81条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する本件不開示決定を行ったものである。

エ 審査請求人は、別件附票請求に対する別件不交付決定を受けたことによって、戸籍の附票に記載されている者について、DV等の被害者の保護のための措置に規定する支援措置が実施されていることが明らかになったことから、当該保有個人情報が存在することは審査請求人に既知の事実となり、不開示情報に該当しないこととなったという旨を主張しているが、処分庁は、住基法の規定に基づき当該戸籍の附票について、支援措置が実施されているため交付できない旨を付した別件不交付決定を行ったものであり、本件支援措置申出書等の存否を明らかにしたのではなく、審査請求人の主張は失当である。

また、審査請求人の主張を採用したとしても、結局のところ、本件開示請求に対し、仮に本件支援措置申出書等が存在するものとして、保有個人情報を特定すると、審査請求人が特定した支援措置申出者に係る不開示情報を答えることとなるため、法第81条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないこととなる。

オ 以上により、本件不開示決定には、違法又は不当な点はなく本件審査請求には理由がないため棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断理由

1 本件の争点

審査請求人は、別件附票請求に対する別件不交付決定を受けたことによって、戸籍の附票に記載されている者に、DV等の被害者の保護のための措置に規定する支援措置が実施されていると知った。そのため、本件開示請求の内容は審査請求人にとって既知の情報となり、不開示情報に該当しないこととなったとして、本件不開示決定の取消しや、少なくとも部分的な開示をすべきだと主張している。

これに対し処分庁は、戸籍の附票について、支援措置が実施されているため交付できない旨を付した別件不交付決定は、本件支援措置申出書等の存否を明らかにするのではなく、仮に本件開示請求に対して保有個人情報を特定すると、開示請求者以外の個人に関する不開示情報を答えることとなるため、法第81条の規定により、本件開示請求において保有個人情報の存否は明らかにしないとして、本件不開示決定に違法又は不当な点はないと主張している。

よって、本件の争点は、別件不交付決定により戸籍の附票に記載されている者へ

の支援措置の実施を審査請求人が認識するに至った場合にも、本件対象保有個人情報の存否を答えることが不開示情報を開示することとなるか否か（法第 81 条の該当性）である。

2 本件不開示決定の適否について

- (1) 本件開示請求は、審査請求人を支援措置相手方とする支援措置申出書とその関係書類一式に記録された審査請求人自身の情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、審査請求人は当該情報が記載されている公文書として本件支援措置申出書等が存在する場合には、その開示を求めている。

法第 81 条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。そして、処分庁は、本件対象保有個人情報が存在するか否かを答えるだけで、法第 78 条第 1 項第 2 号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に係る不開示情報を開示することとなるものとして本件不開示決定を行ったとしている。

- (2) この点、本件開示請求は、審査請求人が指定した特定の人物を支援措置申出者、審査請求人を支援措置相手方とする支援措置申出書等に記録された保有個人情報の開示を求めているところ、仮に本件開示請求に対して、その存否を審査請求人に応答すると、審査請求人が指定した特定の人物が支援措置申出者として記載された支援措置申出書とその関係書類一式を、審査請求人が指定した特定の人物又はその代理人が提出した、あるいは提出しなかったという個人情報を開示することとなる。
- (3) したがって、本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第 78 条第 1 項第 2 号の不開示情報を開示することになるため、本件不開示決定に違法又は不当な点は認められない。

3 別件不交付決定により支援措置が実施されていると審査請求人が認識するに至った場合にも、本件対象保有個人情報の存否を答えることが不開示情報を開示することとなるか否かについて

- (1) 審査請求人は、上記第 2 の 2 (2) ウのとおり、別件不交付決定により支援措置が実施されていることが明らかとなったことから、当該保有個人情報が存在することは審査請求人に既知の事実となり、不開示情報に該当しないと主張し、また、上記第 2 の 2 (3) イのとおり、個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述の多くは、夫婦である審査請求人にとって既知の情報であり、審査請求人に不開示とすべき情報は、支援措置の目的を達成するために不開示とすべき情報であるとして、これらの目的を達成する上で無関係な情報の開示や審査請求人にとって既知の情報の開示というような部分的な開示という形は可能であると主張する。

確かに、高槻市長が行った別件不交付決定は、別件附票請求の対象となる戸籍の附票に記載されている者に支援措置が実施されているため交付できないとする理由が付されており、これにより「支援措置が実施されている」という事実を審査請求人は認識しているものと認められる。

しかしながら、要領第5の10によると、支援措置の実施を求める旨の申出を行うことができる者として、①配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命または身体に危害を受けるおそれがある者、②ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがある者、③児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがある者又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある者、④その他これらの者に準ずる者が定められているところ、高槻市長が行った別件不交付決定は、これらのいずれを理由とする者からの申出によるものであるのかということまでを明らかにするものではなく、審査請求人が指定する人物が本件支援措置申出書等を提出したのか、あるいは別の者が提出したのか、いかなる理由に基づき提出したものであるのかという情報が審査請求人にとって既知の情報であることを認めるに足る事実関係や証拠関係もない。

したがって、これらの情報は、法第78条第1項第2号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するものとは認められず、審査請求人が「支援措置が実施されている」という事実を認識した後であっても同号本文に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に係る不開示情報に該当する。

- (2) よって、別件不交付決定の前後いずれにおいても、本件不開示決定に違法・不当な点は認められない。

第4 結論

以上により、当審査会は、「第1 当審査会の結論」で述べたように答申する。

第5 当審査会の処理経過は、次のとおりである。

当審査会の処理経過

令和6年 6月18日	・ 諮問書の受理
令和6年 7月31日	・ 処分庁の弁明書の受理
令和6年 8月21日	・ 審査請求人の反論書の受理
令和6年11月 7日	・ 処分庁からの意見聴取

令和6年12月6日	・審査
令和7年3月24日	・答申